

議案第 5 0 号

羽生市事務手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(羽生市事務手数料徴収条例の一部改正)

第 1 条 羽生市事務手数料徴収条例 (平成 1 3 年条例第 3 4 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分 (以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
(減免)			(減免)		
第 5 条 (略)			第 5 条 (略)		
2 ~ 5 (略)			2 ~ 5 (略)		
6 都市計画法施行規則 (昭和 4 4 年建設省令第 4 9 号) <u>第 6 0 条第 1 項</u> の規定に基づく適合証明書の申請に係る手数料で、地方公共団体が公用又は公共の用に供する建築物について同申請を行う場合は、手数料を免除する。			6 都市計画法施行規則 (昭和 4 4 年建設省令第 4 9 号) <u>第 6 0 条</u> の規定に基づく適合証明書の申請に係る手数料で、地方公共団体が公用又は公共の用に供する建築物について同申請を行う場合は、手数料を免除する。		
別表第 2 (第 2 条関係)			別表第 2 (第 2 条関係)		
建築基準法関係の手数料			建築基準法関係の手数料		
	手数料の種類	手数料の金額		手数料の種類	手数料の金額
1 ~ 6	(略)	(略)	1 ~ 6	(略)	(略)
7	<u>建築基準法第 8 5 条第 6 項</u> の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	(略)	7	<u>建築基準法第 8 5 条第 5 項</u> の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	(略)
8 ~	(略)	(略)	8 ~	(略)	(略)

15		
16	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	(略)
17～19	(略)	(略)

備考 (略)

別表第3 (第2条関係)

開発許可関係の手数料

	手数料の種類	手数料の金額
1～7	(略)	(略)
8	都市計画法施行規則第60条第1項の規定に基づく都市計画法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条第1項又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の申請	(略)

備考 (略)

別表第4 (第2条関係)

その他の手数料

	手数料の種類			手数料の金額
1～12	(略)			(略)
13	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成11年)	(1) 一戸建ての住宅	新築の場合	8,000円
			増築又は改築の場合	13,000円
			建築を伴わない場合	13,000円

15		
16	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	(略)
17～19	(略)	(略)

備考 (略)

別表第3 (第2条関係)

開発許可関係の手数料

	手数料の種類	手数料の金額
1～7	(略)	(略)
8	都市計画法施行規則第60条の規定に基づく都市計画法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条第1項又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の申請	(略)

備考 (略)

別表第4 (第2条関係)

その他の手数料

	手数料の種類			手数料の金額
1～12	(略)			(略)
13	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成11年)	(1) 一戸建ての住宅	新築の場合	8,000円
			増築又は改築の場合	13,000円

法律 (平成20 年法律第 87号) 第5条第 1項から 第7項ま での規定 に基づく 長期優良 住宅建築 等計画又は 長期優良住 宅維持保全計 画の認定の申 請に対する審 査	年法律第81号)第6条第2項の第3項の認書しくは同条第4項の住宅性能評価書(い れども長期優良住宅の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。)又はこれらの写しが提出された場合	共同住宅(共同住宅、長屋その他の戸建て住宅以外の住宅をいう。以下13項において同じ。)	新築の場合 17,000円 増築又は改築の場合 25,000円 建築を伴わない場合 25,000円
	(2) 一戸建て以外の住宅	新築の場合 57,000円 増築又は改築の場合 85,000円 建築を伴わ	
	(1) 以外の住宅		

法律 (平成20 年法律第 87号) 第5条第 1項から 第5項ま での規定 に基づく 長期優良 住宅建築 等計画の認 定の申請に 対する審 査	年法律第81号)第6条第2項の第3項の認書しくは同条第4項の住宅性能評価書(い れども長期優良住宅の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。)又はこれらの写しが提出された場合	共同住宅(共同住宅、長屋その他の戸建て住宅以外の住宅をいう。以下13項において同じ。)	新築の場合 17,000円 増築又は改築の場合 25,000円
	(2) 一戸建て以外の住宅	新築の場合 57,000円 増築又は改築の場合 85,000円	
	(1) 以外の住宅		

			ない場合 85,000円				
		共同住宅等	新築の場合 127,000円		共同住宅等	新築の場合 127,000円	
			増築又は改築の場合 194,000円			増築又は改築の場合 194,000円	
			建築を伴わない場合 194,000円				
1 4	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請		(略)	1 4	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請		(略)
1 5 ~2 5	(略)		(略)	1 5 ~2 5	(略)		(略)
備考 (略)				備考 (略)			

(羽生市事務手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 羽生市事務手数料徴収条例の一部を改正する条例(令和4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1・2 (略)	附 則 1・2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の別表第4の13の項の規定（長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。）がある場合の申請に係る部分に限る。）については、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、この条例による改正前の別表第4の13の項中「一戸につき、13,000円を申請住戸数（申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数。この項において同じ。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」とあるのは「13,000円」と、「一戸につき、21,000円を申請住戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」とあるのは「21,000円」とする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の改正は、令和5年2月20日から施行する。

令和4年8月31日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明

